

神奈川県版意思決定支援ガイドライン



あなたの **はてな** **?** に答えます。

Q **新しい取組みですか**
いいえ。皆さんが日常的にされている支援、つまり本人中心の障害者ケアマネジメントのプロセス・仕組みの事です。

Q **誰がどうやって意思を確認するの**
方法はお一人お一人で違います。
確認する方法は、チームのみんなで共有し役割分担して実施します。

Q **第三者ってだれのこと**
施設外部の相談支援専門員やその方に関わってくれている方などです。

Q **何をするの**
自らの意思が反映された生活を送ることができるように、日常生活や社会生活場面などで本人の意思の確認、選好の推定などを積み重ねていきます。

Q **新しく会議を開くのですか**
その必要はありません。既存の会議やモニタリングの場などをご活用ください。

Q **ゴールはあるの**
ゴールはありません。人生とともに続きます。

7つのポイント

サービス管理責任者編

記入日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

※㊦とは、本編のサービス管理責任者編を指します。

1 本人中心に支援を すること

- 個別支援計画(案)に利用者の意向が適切に反映されているかどうかを確認している。 ㊦3-2
- ヒアリングシートを活用することで得られた情報などを根拠に、選好や嗜好の傾向及び意思表出の方法などを整理し、個別支援計画に記載している。 ㊦3-3
- 個別支援計画に基づく支援を通して、施設の関係者や家族など以外の人との緩やかな関わりが作られるなど、人間関係が広げられる、本人中心の支援方法を検討している。 ㊦3-3

2 本人を知ること、 理解すること

- (気付くための工夫として)例えば、利用者のことを「感じ取ろう」「気付こう」とした職員自身の行動とその結果を、生活記録に残すよう生活支援員などに指導している。 ㊦4-1
- 利用者の意思表出やコミュニケーションの方法が分からないときなどは、入所前の利用者を知っている療育機関、教育機関などからも広く情報を集めている。 ㊦4-9

3 本人が安心して意思を 表明できる環境を 整えること

- 日常生活の中で、意識的に利用者の言葉をそのまま受け入れる姿勢を示し続けることで、利用者が「自分の意見を発言しても良い」「私は受け入れてもらっている」と実感できる関係性を維持することの重要性を自覚し、生活支援員などと共有している。 ㊦4-6
- 定期的に、いつもと違う支援者が利用者の意思を確認している。 ㊦4-6
- 利用者の障がい特性などに配慮して静かな環境を用意したり、絵カードや写真などを使って意思を表出しやすくするなど、利用者が安心して意思を表明できるように工夫している。 ㊦4-7

4 本人を中心としたチーム で検討(模索) し続けること

- 利用者を中心とした支援チームがある。 ㊦1-1
- 日常的な利用者の心身状況の変化や、利用者などに関する新たな情報を得るなどした場合、直ちに再アセスメントを行い、必要に応じて個別支援計画の見直しを行っている。 ㊦3-2
- 相談支援専門員などと連携して、情報共有のための会議などを定期的に設け、本人中心の支援目標と支援内容について正しく共有し、個別支援計画やサービス等利用計画について議論を重ねるなど、支援チームとして一体的な活性化を図っている(※既存の会議を活用してもよい)。 ㊦1-2

5 第三者の視点を 導入すること

- 支援チームにおいても、経験が少ない場合や、支援の方向性について迷いが生じた場合に、第三者による客観的な視点を入れたり、原点に立ち返るなど、解決に向け、支援チームのメンバーを中心に協働することができている。 ㊦1-4
- 興味関心を広げていくことに行き詰まった場合、支援チームで検討したり、外部の専門家に助言を得るなどして、支援の妥当性を確認したり、新しい支援方法を検討している。 ㊦4-11
- 施設職員や家族だけではなく第三者の協力者を得ている(ボランティア・ガイドヘルパーなど)。 ㊦4-10

6 人間関係や社会関係を 外へ広げる方向で 支援をすること

- これまでのアセスメントを踏まえ、興味関心の幅を広げるための多様な社会的体験の機会を用意し、実施している。 ㊦4-3
- 施設においては、利用者の人間関係が限定されがちであることを認識し、施設の関係者や家族など以外の人と関わる機会を設けることで、利用者の人間関係が広がっている。 ㊦4-10
- 利用者が持った新たな興味関心について、その実現のための準備や行動を、施設内や支援チームの中で行っている。 ㊦4-11

7 施設全体で 取り組むこと

- 対人支援は相当のストレスがかかるため、生活支援員が孤立したり、気負いすぎないように配慮し、必要に応じてスーパーバイズを行っている。 ㊦1-5
- 意思決定支援に関する基本的な考え方(本人中心、自己決定の尊重など)などを、支援現場に浸透させている。 ㊦1-6
- 県などが実施する意思決定支援に関する研修を計画的に受講し、知識をアップデートしたり、他施設の好事例など必要な情報などを収集し、施設内で共有している。 ㊦1-7

※簡易版の確認と併せて、本編でより深く理解を深めてください。

7つのポイント 生活支援員編

記入日 _____ 年 月 日

※㊦とは、本編の生活支援員編を指します。

1 本人中心に支援を すること

- 利用者の意思形成・表出の変化に気を留めながら、意思を確認する際のタイミングや場所、方法を考えながら支援を行っている。 ㊦1-3
- 利用者の日常生活上の要望や悩みなどに対して、個別に関わり、話を聞く時間を定期的に設けている。 ㊦3-2
- 利用者の要望や悩みなどに対して個別支援計画に反映すべきことを焦点化し、サービス管理責任者に提言できている。 ㊦3-2

2 本人を知ること、 理解すること

- 利用者の意思能力だけにとらわれず、利用者の豊かな人物像を総合的に理解するために、利用者やその家族などが、どのような生活を送ってきたのか、何に楽しみ、喜び、興味を持ってきたのか、また、何が苦手で嫌だったのか、などについて、理解しようと努めている。 ㊦3-1
- 何気ない言葉や態度の中にも利用者にとっては奥深い感情表現があることに気付くとともに、生活史と関連づけて、利用者理解を深めている。 ㊦4-8
- ヒアリングシートから得られた興味のあるものを参考にして、日々の生活の中で提供し、利用者の反応から好き・嫌いといった態度、意思表出の方法を観察し記録している。 ㊦4-2

3 本人が安心して意思を 表明できる環境を 整えること

- 利用者からの希望は、実現可能性をもって安易に判断するのではなく、まずは利用者のごとばを尊重し、耳を傾けるよう心掛けている。 ㊦1-7
- 日常生活場面を通して利用者から表出された言葉や態度に対して、できる、できない(支援者自身の価値判断)にとらわれず、利用者のありのままの姿を受容し肯定的に受け入れている。 ㊦4-7
- 利用者の言葉を受け入れることで、「自分の意見を発言しても良い」「受け入れてもらえている」ことにつながり、意思決定支援の最も重要な良好な関係性を構築することができている。 ㊦4-6

4 本人を中心としたチーム で検討(模索) し続けること

- 家族や利用者に関わる関係者に対して、支援チームの一員として、利用者の生活の様子が分かるよう、簡易的な説明ではなく、具体的なエピソードを用いて情景が思い浮かぶように説明することや、写真、動画などを用いるなど工夫している。 ㊦1-2
- 利用者の意思の感じ取り方や意思が形成される過程への関わり方について、常に模索し続けながら支援を行っている。 ㊦1-3

5 第三者の視点を 導入すること

- 第三者の視点による見解を求める他、具体的な対応方法について意見交換する機会を持っている。 ㊦1-4
- 先が見えない不安や焦りを感じたり、支援にのめり込みすぎってしまった場合は、サービス管理責任者に相談する他、外部者によるスーパービジョンの場を用意してもらい、支援方針を立て直している。 ㊦4-5

6 人間関係や社会関係を 外へ広げる方向で 支援をすること

- ヒアリングシートの情報をもとに、興味のあることについて支援が可能かどうかを検討し、支援を行っていき、さらに興味のあることを広げて実施している。 ㊦4-3
- 施設においては、利用者の人間関係・社会的活動の範囲が限定されがちであることを認識し、施設内に限定せず、地域資源を活用するなど生活の範囲が広がるよう工夫している。 ㊦4-10
- 外出などの社会体験をしたときの利用者の様子を記録し、利用者の反応を支援チームと共有することで新たな可能性を見出している。 ㊦4-11

7 施設全体で 取り組むこと

- 意思決定支援に取り組む中で、困難な状況などに陥った場合に同僚やサービス管理責任者に相談できている。 ㊦1-5
- 意思決定支援に関する基本的な考え方(本人中心、自己決定の尊重など)を理解し、個別に応じた意思決定支援を行っている。 ㊦1-6
- 施設で行われる研修などを計画的に受講し、基礎的な理解を深め、意思決定支援に必要な知識、支援技術を習得し続けている。 ㊦1-7

※簡易版の確認と併せて、本編でより深く理解を深めてください。

意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

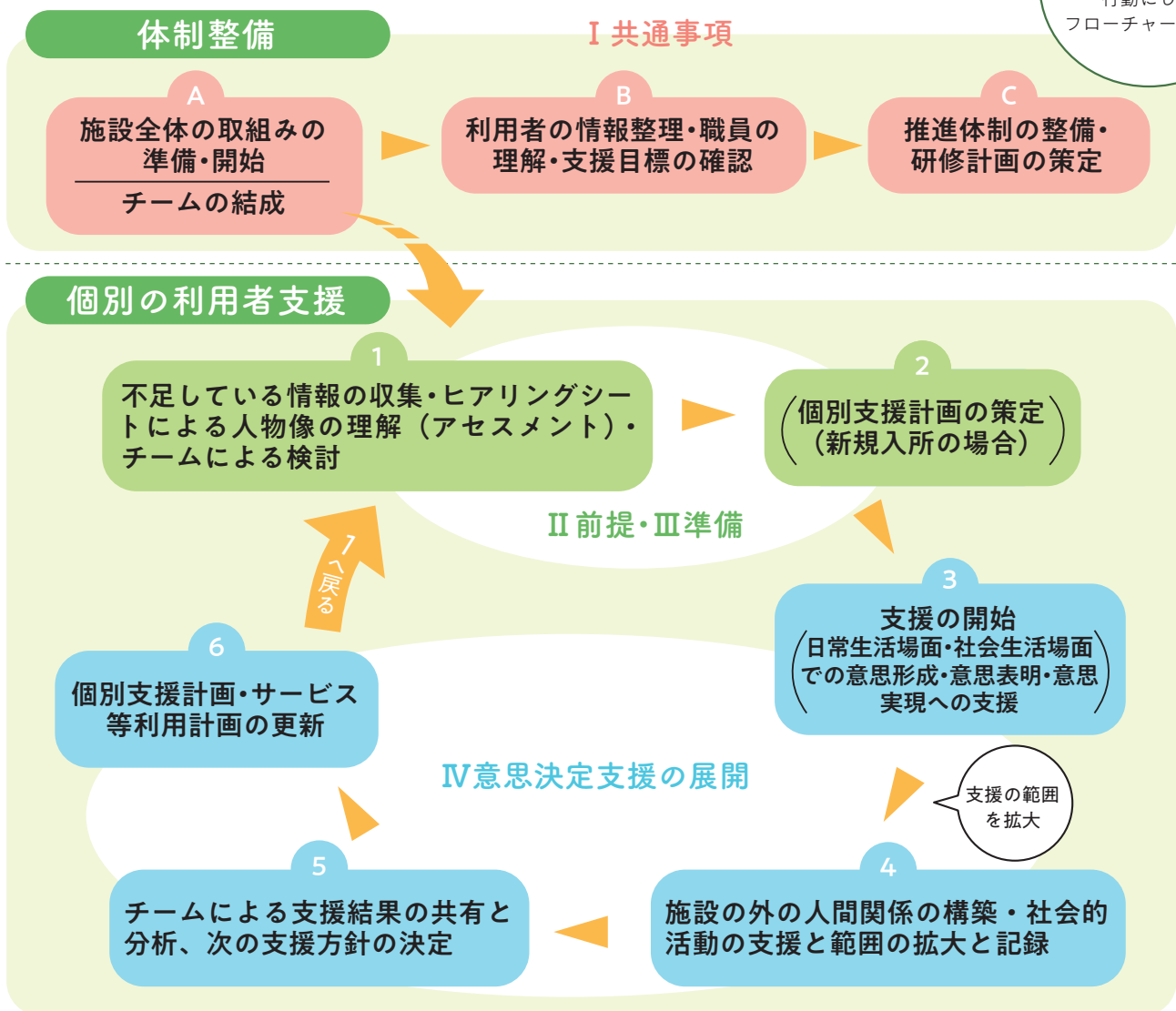
平成29年3月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(抜粋)

意思決定支援とは、障害者が自ら意思を決定することが困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(一部抜粋)

意思決定支援の実践フローチャート例

県版ガイドラインの全体構成の流れを行動にしたフローチャートです



意思決定支援は、利用者の人となり、希望、望む暮らしを探り、理解し、共有し、支援に反映させていく「本人中心の障害者ケアマネジメント」です。

意思決定支援の実践にあたっては、7つのポイントに対して、ガイドラインの本編の内容を支援に取り入れていくと効果的です。

